

改正

平成28年3月10日告示第21号

令和2年12月21日告示第125号

新潟県柏崎市指定地域密着型サービス事業者等監査実施要綱

新潟県柏崎市指定地域密着型サービス事業者等監査実施要綱を次のように定め、平成26年4月1日から実施する。

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の7、第115条の17及び第115条の27の規定による措置として行う監査（以下「監査」という。）に関する基本的事項を定め、法に定める勧告、命令、指定の取消し等に該当すると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」と総称する。）において、事実関係を的確に把握して公正かつ適切な措置を採ることにより、介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(監査対象者)

第2条 監査の対象は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び当該指定に係る事業所の従事者
- (2) 法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者及び当該指定に係る事業所の従事者
- (3) 法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者及び当該指定に係る事業所の従事者
- (4) 前3号に掲げる者であった者

(監査の実施)

第3条 監査は、前条各号に掲げる事業者及び当該指定に係る事業所の従事者並びにこれらであった者（以下「サービス事業者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

(2) 法第78条の4、第115条の14及び第115条の24に規定する基準に照らして重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。

(3) 新潟県柏崎市指定地域密着型サービス事業者等指導要綱（平成25年12月告示第173号）第7条各号に掲げる場合に該当したとき。

(4) 前3号に掲げるときのほか、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化のために監査が必要と認められるとき。

(監査の通知)

第4条 市長は、監査の対象となるサービス事業者等を選定したときは、当該サービス事業者等に対し、監査実施通知書（別記第1号様式）により通知するものとする。

(監査の方法)

第5条 市長は、監査の対象となるサービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

2 市長は、指定権限が県にあるサービス事業者等について前項の検査を行う場合は、県に対し、事前に情報提供を行うものとする。ただし、当該サービス事業者等の介護給付等対象サービスが複数の市町村に関係する場合には、県が行う総合的な調整を基に県の指示により行うものとする。

(監査後の措置)

第6条 市長は、監査の結果、改善を要すると認められる事項がある場合には、当該サービス事業者等に対し、監査結果通知書（別記第2号様式）によりその旨を通知するとともに、期限を定めて改善状況報告書（別記第3号様式）の提出を求めるものとする。

2 市長は、指定基準違反等が認められた場合において、法の規定による措置を行う場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 勧告 前項の改善状況報告書の提出を受け、なお改善状況が不十分と認められる場合は、当該サービス事業者等に対し、改善勧告書（別記第4号様式）により、期限を定めて勧告事項改善報告書（別記第5号様式）の提出を求めるものとする。この場合において、市長は、その旨を公表することができる。

(2) 命令 サービス事業者等が正当な理由なく前号の勧告に係る措置を講じない場合は、当該サービス事業者等に対し、改善命令書（別記第6号様式）により、期限を定めて命令事項改善報告書（別記第7号様式）の提出を求めるものとする。この場合において、市長は、その旨を公示しなければならない。

(3) 指定の取消し等 指定基準違反等の内容が、法第78条の10各号、第115条の19各号及び第115条の29各号のいずれかに該当する場合は、指定の取消しをするときは指定取消通知書（別記第8号様式）により、期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止するときは指定効力停止通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

3 市長は、前項第2号及び第3号の措置を行う場合には、当該サービス事業者等に対し、柏崎市行政手続条例（平成8年条例第29号）第13条第1項各号の規定による聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

4 市長は、第2項各号の措置を行った場合において保険給付の全部又は一部について不正利得があったと認めるときは、当該サービス事業者等に対し、法第22条第3項に基づく徴収を行うことができる。

5 市長は、第2項第2号及び第3号の措置を行った場合には、当該サービス事業者等に対し、法第22条第3項の規定により、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。

（関係機関との連携）

第7条 市長は、厚生労働省、県及び他の市町村と連携を図り、及び必要な情報交換を行うことにより、適切な監査に努めるものとする。

（県への通知）

第8条 市長は、サービス事業者等の指定基準違反等を確認したときは、文書により県に通知を行うものとする。ただし、当該監査を市及び県が同時に行っている場合は、これを省略することができるものとする。

（国への報告）

第9条 市長は、法第197条第1項の規定により、監査及び監査後の措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省に報告を行う。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

前 文（抄）（平成28年3月10日告示第21号）

平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成28年3月10日告示第21号）

処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの要綱の施行前にされた処分その

他の行為又はこの要綱の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

前 文（抄）（令和 2 年12月21日告示第125号）

令和 3 年 1 月 1 日から実施する。

附 則（令和 2 年12月21日告示第125号）

（経過措置）

- 1 この告示の施行の日前に既にそれぞれの改正前の告示の規定によってなされた手続又は提出された申請書等は、それぞれの改正後の告示の規定によってなされた手続又は提出された申請書等とみなす。
- 2 この告示の施行の際現に残存する申請書等は、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

柏崎市長



監査実施通知書

介護保険法第78条の7（第115条の17、第115条の27）
の規定により、下記のとおり、監査を実施します。

記

- 1 対象事業所
- 2 目的
- 3 日時
- 4 場所
- 5 監査担当者

第 号
年 月 日

様

柏崎市長



監査結果通知書

年 月 日に監査を実施したところ、下記のとおり、改善を要する事項があると認められたので、通知します。

については、速やかに所要の改善措置を講じるとともに、その内容を別添の改善状況報告書により、年 月 日までに報告してください。

記

1 対象事業所

（事業所名）

（サービスの種類）

（事業所所在地）

（事業所番号）

2 改善を要する事項

第3号様式（第6条関係）

改善状況報告書

柏崎市長 様

〔 報告年月日 年 月 日 〕
〔 監査実施年月日 年 月 日 〕

法人名
代表者
事務所所在地
事業所名
サービスの種類
事業所所在地

年 月 日付け 第 号により通知のあった事項について、次のとおり改善措置を講じたので報告します。

改善を要する事項	改 善 内 容	
	改 善 の 状 況	備 考

- 記入要領 1 「改善を要する事項」欄には、文書により指導された事項の全文を記入すること。
 2 「改善の状況」欄には、文書により指導された事項に対する改善の状況を記入すること。
 3 「備考」欄には、改善の状況が明らかになる書類の名称を記入し、その書類の写し等を添付すること。改善がなされなかった場合には、その理由を記入すること。

第 号
年 月 日

様

柏崎市長



改善勧告書

年 月 日に監査を実施したところ、改善を要する事項があると認められたので、介護保険法（以下「法」という。）第78条の9第1項（第115条の18第1項、第115条の28第1項）の規定により、下記のとおり、勧告します。

ついては、期限までに速やかに改善の上、その改善状況について、年 月 日までに別添の勧告事項改善報告書により報告してください。

なお、期限までにこの勧告に従わなかったときは、法第78条の9第2項（第115条の18第2項、第115条の28第2項）の規定により、その旨を公表し、正当な理由なくこの勧告に係る措置を講じなかったときは、法第78条の9第3項（第115条の18第3項、第115条の28第3項）の規定により、期限を定めてこの勧告に係る措置を講じるべきことを命じることがあります。

記

- 1 対象事業所
（事業所名）
（サービスの種類）
（事業所所在地）
（事業所番号）

- 2 勧告事項

- 3 勧告理由

- 4 期限

年 月 日

第5号様式（第6条関係）

勸告事項改善報告書

柏崎市長 様

〔 報告年月日 年 月 日 〕
〔 監査実施年月日 年 月 日 〕

法人名
代表者
事務所所在地
事業所名
サービスの種類
事業所所在地

年 月 日付け 第 号により勸告のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

勸告事項	改 善 内 容	
	改 善 の 結 果	備 考

- 記入要領 1 「勸告事項」欄には、勸告を受けた事項の全文を記入すること。
 2 「改善の結果」欄には、勸告を受けた事項に対する改善の結果を記入すること。
 3 「備考」欄には、改善の結果が明らかになる書類の名称を記入し、その書類の写し等を添付すること。改善がなされなかった場合は、その理由を記入すること。

第 年 月 日 号

様

柏崎市長 図

改善命令書

年 月 日付け 第 号で勧告したところ、正当な理由なく当該勧告に係る措置が講じられていないと認められたので、介護保険法（以下「法」という。）第78条の9第3項（第115条の18第3項、第115条の28第3項）の規定により、下記のとおり、措置を講じるべきことを命じます。

ついては、期限までに速やかに改善の上、その改善状況について、年 月 日までに別添の命令事項改善報告書により報告してください。

なお、期限までにこの命令に係る措置を講じなかったときは、法第78条の10（第115条の19、第115条の29）の規定により、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力を停止する処分を行うことがあります。

記

- 1 対象事業所
(事業所名)
(サービスの種類)
(事業所所在地)
(事業所番号)

2 命令事項

- 3 期限
年 月 日

不服申立て

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、柏崎市長に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、柏崎市を被告として（訴訟において柏崎市を代表する者は柏崎市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 7 号様式（第 6 条関係）

柏崎市長 様

〔 報告年月日 年 月 日 〕

命 令 事 項 改 善 報 告 書

法人名
代表者
事務所所在地
事業所名
サービスの種類
事業所所在地

年 月 日付け 第 号により命令のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。		
命令事項	改 善 内 容	
	改 善 の 結 果	備 考

- 記入要領 1 「命令事項」欄には、命令を受けた事項の全文を記入すること。
- 2 「改善の結果」欄には、命令を受けた事項に対する改善の結果を記入すること。
- 3 「備考」欄には、改善の結果が明らかになる書類の名称を記入し、その書類の写し等を添付すること。

第 号
年 月 日

様

柏崎市長 印

指定取消通知書

介護保険法第78条の10（第115条の19、第115条の29）の規定により、下記のとおり、指定を取り消します。

記

- 1 対象事業所
（事業所名）
（サービスの種類）
（事業所所在地）
（事業所番号）

- 2 指定取消年月日
年 月 日

- 3 指定取消理由

不服申立て

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、柏崎市長に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、柏崎市を被告として（訴訟において柏崎市を代表する者は柏崎市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

柏崎市長 国

指定効力停止通知書

介護保険法第78条の10（第115条の19、第115条の29）の規定により、下記のとおり、指定の効力を停止します。

記

- 1 対象事業所
（事業所名）
（サービスの種類）
（事業所所在地）
（事業所番号）
- 2 指定効力停止の範囲
- 3 指定効力停止の期間
- 4 指定効力停止の理由

不服申立て

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、柏崎市長に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、柏崎市を被告として（訴訟において柏崎市を代表する者は柏崎市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。